

## 平成23年度施設外就労等による一般就労移行助成事業 留意事項

- 1 施設外就労・施設外支援については、「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省通知）」に記載されている要件を遵守すること。
- 2 本事業における「一般就労」には、就労継続支援A型事業所への就労も含む。ただし、同一法人内のB型事業所又は就労移行支援事業所からA型事業所へ就労した場合は対象外とする。
- 3 旧体系施設（旧法授産施設）は本事業の対象外とする。
- 4 本事業の助成と障害者能力開発助成金第4種（グループ就労訓練請負型）との併給はできない。その他の障害者雇用助成金等については、受給している場合であっても本事業の助成対象とする。
- 5 同一法人内で施設外就労・施設外支援を実施した場合も助成対象とする。ただし、同一法人内の就労移行支援事業所・就労継続支援事業所で実施した場合は対象外とする。
  - ・ 対象とする例： 同一法人内の就労継続支援B型事業所から特別養護老人ホームへの施設外就労・施設外支援
  - ・ 対象としない例： 同一法人内の就労継続支援B型事業所から就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所への施設外就労・施設外支援
- 6 平成22年度中に施設外就労等を行い、平成23年度に一般就労した場合でも助成の対象とする。
- 7 障害者試行雇用（トライアル雇用）又は精神障害者ステップアップ雇用を利用している場合は、常用雇用につながった場合のみ、本事業の助成対象とする。
- 8 申請手続は平成24年1月から2月末までに交付申請し、交付決定の受理後、速やかに実績報告すること。
  - ※ 参考：平成22年度 補助実績額 610万円（61人分、13事業所）
  - 平成23年度 予算額 640万円（64人分）
- 9 申請手続に必要な添付書類に関する補足事項は以下の通りとする。
  - (1) 施設外就労等による一般就労移行助成事業実施要領の「2申請手続き」の「(3) 助成対象利用者の施設外就労実績報告書又は、施設外支援を実施した利用者に係る訓練等給付費明細書及びサービス提供実績記録表」及び「(6) 施設外就労実施利用者に係る利用者の状況に関する日報の写し」の資料については、各事業所にて5年間（平成28年3月まで）保管することとし、県への提出は不要とする。→ 訓練等給付費明細書は要領から削除。施設外就労実績報告書及び施設外支援を実施した利用者に係るサービス提供実績記録表については要領改正により実績報告にて要提出。(H22.7.26)
  - (2) 施設外就労等による一般就労移行助成事業実施要領の「2申請手続き」の「(8) その他知事が必要と認める書類」に関しては、交付申請を受理した後、当課から参考資料の提出を依頼することがあるので対応すること。→ 要領から削除 (H22.7.26)